

船舶事故調査報告書

平成28年1月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年10月27日 03時30分ごろ
発生場所	青森県大間町弁天島東端 大間埼灯台から真方位087° 220m付近 （概位 北緯41° 33.3′ 東経140° 54.9′）
事故の概要	漁船第三昭漁丸 ^{しょうりょう} は、西進中、乗り揚げた。 第三昭漁丸は、船底に圧壊を生じた。
事故調査の経過	平成26年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三昭漁丸、2.87トン AM3-16066（漁船登録番号）、個人所有 9.80m (Lr) × 2.19m × 0.61m、FRP ディーゼル機関、254kW（動力漁船登録票による）、昭和52年 12月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年8月20日 免許証交付日 平成22年8月13日 （平成28年8月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に圧壊
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風速 約10m/s、視程 約2海里 (M) 海象：うねり 波向東、波高約2～3m、潮汐 上げ潮の末期 日出時刻：06時01分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、弁天島北東方の漁場でぶり一本釣り漁を終え、青森県大間町大間港へ向けて南南西進した。 船長は、ふだん、港内の状況によっては帰港先を大間港 ^{からす} 鳥の間地区（以下「鳥の間」という。）から大間町下手 ^{したてはま} 浜漁港へ変更する必要があるため、鳥の間の状況を確認するため、03時24分ごろ、携帯電話で家族に連絡した。

	<p>船長は、操舵室後部に立ち、弁天島の東方900m付近で、携帯電話で通話を続けながら舵輪による手動操舵で右舷船首方に見える白色の灯火に向けて右転し、約10ノットの対地速力で西進中、平成26年10月27日03時30分ごろ、乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、周囲の状況から弁天島東端に乗り揚げたこと及び白色の灯火が大間埼灯台の灯火であることに気付き、携帯電話で本事故の発生を家族に連絡し、来援した僚船乗組員に助けられて弁天島に避難し、その後、所属する漁業協同組合の監視船で下手浜漁港に搬送された。</p> <p>本船は、後日、台船に載せられて大間港に戻った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、ふだん、弁天島北方の漁場で操業しており、弁天島の周辺が岩礁であることを知っていた。</p> <p>船長は、ふだん、帰航中に大間埼灯台及び弁天島南方のゲンベイ礁灯標の2つの灯火を確認し、ゲンベイ礁灯標に向けて右転した後、同灯標を約10m離して通過していたが、本事故時は、1つの白色の灯火を視認する状況で右転した。</p> <p>船長は、右転したとき、携帯電話により通話中で、変針後は船首方の灯火のみを見ていた。</p> <p>船長は、防寒着、帽子、ゴム手袋、救命胴衣を着用し、ゴム長靴を履いていた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。</p> <p>大間埼灯台は、灯質が群閃白光、毎18秒に3閃光、灯高が36m、光達距離が12Mであり、ゲンベイ礁灯標は、灯質が群閃白光、毎5秒に2閃光、灯高が7.3m、光達距離が3Mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、弁天島の東方沖を航行中、船長が携帯電話で通話して見張りを適切に行っていなかったことから、大間埼灯台の灯火をゲンベイ礁灯標の灯火と思い、同灯に向けて右転して続航し、弁天島の岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、弁天島東方沖を航行中、船長が携帯電話で通話して見張りを適切に行っていなかったため、大間埼灯台の灯火をゲンベイ礁灯標の灯火と思い、同灯に向けて右転して続航し、弁天島の岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独で操船中、安全な運航を妨げるような携帯電話等での通話は控えること。

